

肝炎対策のための基本法の制定を求める意見書

我が国におけるウイルス性肝炎の持続感染者は、B型とC型を合わせて 310 万人～380 万人存在すると推定されており、感染原因の多くは、輸血、血液製剤の投与及び集団予防接種などの医療行為によるものである。

ウイルス性肝炎は、感染時期が不明で自覚症状がないため、適切な時期に治療を受ける機会がなく、本人が気づかないうちに肝硬変や肝がんに移行するケースが多く深刻な問題となっている。現に肝硬変や肝がんに移行した患者は、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも困難な状況に直面している。

一方、国は、平成 20 年度から新たな肝炎総合対策「肝炎治療 7 か年計画」を実施しているが、法令に基づかない予算措置のみでの実施のため、継続性が担保されていない上、専門医療機関の確保や無料検査の実施など自治体により格差が生じている。

よって、国におかれては、このような状況を改善し、ウイルス性肝炎の患者救済に向けた総合的な対策を全国的規模で等しく推進するために、肝炎対策のための基本法を早期に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

(提出年月日)	平成 21 年 6 月 11 日
(議決年月日)	平成 21 年 6 月 18 日
(議決結果)	可決 (全会一致)
(提出先)	衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、 財務大臣、厚生労働大臣